

入をするかといふほんとうの第一歩が
始まるわけでありますから、この工業を、日本の実情に即しまして、でき
るだけ発達しやすいように育ててやら
なければいけないと考えるわけであります。御承知のように、戦時の日本の飛行機工業は終戦になつてやめたのでございますが、それらの飛行機工場はほとんど賠償指定工場になりまし
て、それが皆それべく自動車の部品をつくるとか、自動車工業というようなものに転換いたしておりますわけであります。それらのめんどくさも一切通産省で見ておつたわけでありますから、ここにやらせる方が、日本の実情から申しまして日本の航空機工業の発達には一番都合がいい。で問題は、将来日本の飛行機工業の技術がどれだけ伸びるかといふことは、やはりこの生産を一元化して、できるだけ製造事業者にめんどうをかけないで行くということが基本じやないか、それができ上つて、初めて飛行機の安全性とということがじみ出て来る、こういうふうにも私もは考えておるわけであります。もちろん私どもの説明で言い盡せないのでございまが、やはり今日までの日本の機械工業の実態から申しますれば、通産省にやらせる方が自然であり、その方が将来の日本の航空機工業の発達の上からいっても望ましい、こういうふうに確信いたしておるわけであります。

みますと、ブランクは七年間だが、実際は国際水準に十数年間遅れておる、これは皆経験者の一致した意見であります。そのブランクを取返すためには非常にたくさんの素材が必要だ。従つて素材行政といふものが非常に大事なことなんだ。また軍需省にあつたいろいろの工場や機械等が一部工場に返され、これを通産省が所管しておる。その通りでありますから、そこで先ほど申し述べましたように、その素材行政を航空庁に持つて行け、工場の監督やその他のものをすべて航空庁に持つて行けというのではないのであります。いわゆるそらした工場の充実発達をはかるのも、あるいは多くの素材を円滑に入手し、しかもその素材の非常に優れたりつなものができるようにはかつて行く、これらのことと通産省でおやりになるのは当然であつて、そうなればいかぬことだ。そこでそういうものを集めてそういう基礎の上に立つての航空機の生産といふものは、これは今言つて生産の過程においても強い検査を必要とする。こういうことが国際民間航空條約の規定の中にもちやんと出ておるのでありますから、そこでその生産から運航に至るまでを航空庁といふものに一本化する必要があるのではないか、こういうのでありますから、御答弁になつた趣旨と、私の考えとは大分近づいておるよう思ひのであります。特にまた考えなければならぬことは、御答弁になつた趣旨の中で、日本で使つ民間航空機だけの生産

来る、軍需用の航空機などといふものもつらなければならぬかも知れないと、あるいはまた多くの各国から注文が来る民間航空機その他のもつくるなければならないかぬという、いわゆる大量生産を必要とするような場合も出て来る。そういう場合に處して通産省が所管しておつた方がいい、こういふことが殺到して参るときになりますれば、当然これは航空省というものができますが、それがならない時代は必ず来る。私ども必ずすることを予期している。ありまするから、そういう時代が来ましたら、航空省といふものの中にそれこそ何から何まで一本に持つて行かなければいかぬ、こういうことになるのでありますから、それらのことを予想いたしますならば、急いで今出でるような航空機製造法——過般も申しますように、この法案のことを述べました。いわゆる製造の助長発達見ましても、いわゆる航空機製造法に必要な何らの規定も持たないで、ただ届出であるとか、検査であるとか、証明であるとか、こゝいうことだけを規定した航空機製造法——いうのは、急速でつくる必要はないので、ゆっくり御検討になつて、いわゆる航空機の生産助長という目的のはつきりした航空機製造法をつくつてやつて行く。今これをやつてみましても、なかへんわが国における航空機製造というのは一年や二年のうちににはできない。少くとも二年間ぐらいたたなければそ

何もそう急いで今おつしやつたような構造の非常に優れた航空機製造の時代を予想した航空機製造法をつくるなくとも、ゆつくり一つ用意してかかつて行く、こうじうことでいいのではないか。こうじうことなのであります。でありますから、そういうことのためにさき申しましたような、七年間のプランクを取返すための航空機の運航なり、あるいは製造の技術なりを高めて行く、こうじうことのためにはやはりさき申しましたような素材の行政なり、あるいは工場の指導なりといふものは通産省でお持ちになるが、そういうところで集めた多くの素材や部品を集めてそろして航空機をつくつて行く、こうじうこととのためにはその生産の過程においても適正なる方法で検査もやつて行ける。検査をやつて行つてそれらの事柄が一つにまとまつて来て耐空証明を出すのに安心して出せる、そのでき上つた航空機は国民大衆が安心して乗れる、こうじう行き方でやつた方がいいのじやないか。こうじうこととありますて、だんく御審弁の要旨と私の考えておることと近づいておるのであります、この点はいかがでありますか。

ます。そういう意味から申し上げまして、補助金あるいは研究費の補助といふよろな、具体的な補助策を盛られていない。制度は遅れているといふようなことは、日本の機械工業の現状をよく御存じになつておられる尾崎委員は、その点私と同感であろうと思います。

それから検査で行けるのではないかということですが、私は率直にこう思うのです。それは検査から安全性が本質的に生れて來るのではないのであります。まして、やはり日本の航空機工業の技術的水準が上らなければ、實際は安全性能というものがほんとうにじみ出で来ないわけであります。従いまして飛行機の特殊な性格にかんがみて嚴重な検査制度なり、あるいは工場 자체の検査の科学的な方式をきめるわけでござりますけれども、問題は日本の航空機工業の技術的な水準ということになります。御承知のように今までいろいろな施設をいたしましても、あるいはそれ以外に必要な外国から機械を輸入するものにいたしましても、外貨の関係がありますから、一々通産省で具体的に審査いたしまして、そちら申しますれば、日本の特殊鋼をつくるための原鉱はどこから入れる、それに對してどういう加工方式をとるというようなことを、たまいまやつてゐるわけでありますから、ここでやはり生産の責任を持ちまして、そうして行政を一元化して考えて行くことが、日本の今後の航空機工業が発達する上において必須の條件であると考えてい

るわけであります。尾崎委員は日本の機械工業の実際につきまして非常に御

○尾崎(末)委員 飛行の技術にいたし

に基く検査規則、その他を全部調べ上

航空兵器總局におられた純然たる職業

つたと私は承知いたしております。御

堪能でありますから、その実際を十分御認識をいただけることと存じます。
○尾崎(末)委員 大だいま御答弁になりましたよう、戦時中私はすつと三
十六の工場を持ちまして、朝日航空とい

○本間政府委員 私は航空庁の中にどうも、いわゆる指導的な立場におられた人々の大方が目ぼしい人は航空庁の中に入つておられるのじやないかと思つておるのであるが、この点はどうですか。

○尾崎(末)委員 機械局長の御答弁と大庭長官の御答弁との間に相当相違があるようであります。私が伺つておるまでもして、現在その教育課程を終りまして、再発足すべく準備を終り、待機中であります。

軍人、これはもちろん陸海空省にも航空局にも入れないので、それ以外の技術者の方々が航空局にまとまつて行かれたということは、私全然存じておりません。

承知のようすに陸海軍が非常に力を入れたのであります。これがまたいろいろな問題を当時生んだのでありますて、素材からその他の生産に必要ないろいろの基本的な仕事をしておりますした商工省へ参りまして軍需省といふ

う航空機会社で非常に苦労をして参つて、おつしやるようすに素材のことから、生産のことから、非常に苦い体験をなめて参りましたので、これを深く掘り下げた御質問を申し上げておるのあります。ですが、そこでちよつと伺つてみますが、これはまだ大きな質問を一、二残しておきまして、その前提として伺つておきますが、戦争中に軍需省におつた航空機製造の技術者、多くの職員、いわゆる幹部職員と申しますか、そういうたちは現在どこに――もちろん全部残っているわけではありますんが、それらの人はどこに今帰属しておりますしようか。

○本間政府委員 御承知のように、軍需省は、當時、軍需生産に關係をいたしま

○佐藤政府委員 お答え申し上げます。今政務次官のお答え申し上げました通り、もちろん機械局におりますが、あるいは旧航空兵器総局にいた技術関係者は、現在の地方通産局ですが、これの前身におりまして、旧軍需工場の整理等に当つておりましたが、その後引きいろいろな部局に属しております。たとえば賠償工場の管理とか、また工業技術局關係等にも入つております。航空庁のことは実はどういう方がどういうところにあるか詳しく存じませんので、あるいは大庭長官も見ておりますから、お答え申し上げた。

なつたのは、終戦と同時に軍需省がなくなり、軍需省がやつておつた仕事をは——もと——戦争中戦争目的に沿うようにするために商工省をなくして軍需省に移した。こういうべきであります。またために、軍需省を廃止してしまつて、その軍需省から商工省の方にかわつて行つて、将来航空機製造事業並びに航空の運航事業というものが再開されることのあることを予期せられて、これらの指導的役割をなしておられた人々は、ただいま大庭長官が御答弁になつたように、大体まとまつて航空庁の中に入つて行つておられる、こういふうに私どもは承知しておつたのであります。が、その点は少し御答弁が食い違つておるよう思いますので、機

を申し上げますが、戦争が始まる前に
は航空局といふものは遞信省の中にあ
つて、そうして生産から運航に至るま
で一元的にやつておつたのでありますけ
が、その通信省にあつたものがいわゆ
る戦争目的のために商工省と一緒にな
つて、軍需省といふものの中に入つて
来た、こういうことなのでありますけ
れども、その通信省の航空局時代にや
つて來た実績の上からいつても、やは
り相當まずい点があつた、たとえば生
産の方は右の方の省がやり、運航の方
は左の方の省がやる、こういうふうに
二つの省にわけて行かなければ非常な
支障を來した、こういふような実例が
通信省の航空局時代にあつたのでしょ
うか、どうでしようか。大体おわかり

ことになつたわけであります、やはりそこへ来てやる方が一番実際に適しているというふうな考え方をもつまして、軍需省ができたわけでございまます。私どもはやはり、先ほども申し上げましたように、これから出発をして、これから育つて参ります工業は、できるだけ生産は一元化させて、そこで相談をし、そこで指導させて、あまりめんどうなことは避けるべきだ、それがまた日本の航空業務の発達する上において非常に重大な要件である、こういうふうに考えております。

した、その中でも飛行機の生産に關係をいたしました人は非常に多いのであります。ほんと通産省の各部門にそれ／＼おります。ただいま技術局の関係は、御承知のように主として機械局にあります。飛行機の生産に關係した人は通産省のそれ／＼の方面にただいま相当多数に残つております。従いまして技術を持つておられる方々で、たとえば今民間の自動車生産工場にされる人でありますとか、その他の大体どういうところにどういう人がおられるということをほんわかつておる、

○尾崎(末)委員 大庭長官からこの問題についての御答弁を伺つておきた
い。
○大庭政府委員 お答えいたします。
御承知のように航空庁は終戦と同時に
廃止になつたわけですが、そのときの閣議の決定事項にもよしまして、
将来の民間航空事業といふものを再開
する一つの礎として残るべく残された
わけであります。従いまして残つた人
数の中には今後の民間航空輸送事業あ
るいは航空機製造事業に必要なエキス
パートをかえ込んで、それらに五、

○佐藤政府委員 終戦直後、将来の航空機運送事業なり何なりの再開を目指として、軍需省から特にまとめて航空厅に移られたということは私は存じません。ことに御承知の通り航空、兵器総局のうち技術関係の方は、いろいろとの整理とか、あるいは引続いて航空機工場が賠償工場になつた、その賠償工場の管理全般といふよくな關係でそれぞれへ行かれた。あるいは工業技術の前身を、何と申しますか忘れましたが、それに中央地方を通じて入られ

○本問政府委員 お答えをいたします。御承知のように日本の航空機の歴史を顧みますと、御指摘のようなところから始まつたわけでござりますが、何と申しましても大正時代は問題にならないでございまして、昭和に入りましてから、要するに陸海軍がその必要を感じまして力を入れ出してから急速な進歩をいたしたわけでござまして、しかも昭和十年代になりまして非常に進歩をしたのでございます。技術の面におきまして、通信省がやつてお

を寄せ集めることは非常にむずかしいことだ。これはむろん私どももそう思っています。またこれらの素材なり部品なりをよく研究し、これに高度の技術を加えてつりばなものを作り上げて、しかもこれを集めなければならない。これはよくわかるのであります。その大事なことは認めるのであります。が、そのことと、航空機そのものが、安全性が確保され耐空証明等のある航空機であつて、飛行機を利用する国民大衆が安心して乗れる飛行機であるかどうか、また航空機を運航する技術者が安心して運航ができるかどうかなどいう

昭和二十七年六月一日

されば、運航する人が安心のできるそ
の人がやりやすいよなやり方によつ
てつくられる航空機でなければ、安全
性の確保はできないのだ。もう少し言
葉をかえて申しますれば、事人命に関
することであつて、地上を走つておる
自動車や軌道の上を走つておるものと
違いまして、最も危険のある空中を、
しかも超スピードをもつて遠い距離の
間を飛ぶものだから、一にも二にも安
全性の確保が必要なのだ。こうどう建
前を考えると、一方多くの素材や部品
等を集めなければならない。これらのも
のが優秀なる部品であり素材でなければ
ならない。両方とも大事なことでは
あるが、一体国民の人命という建前か
ら考えた安全性といふものと、一方の
素材その他のものやり方に非常に必
要なことが多いのだといふ、このどつ
ちを中心として航空機製造といふものを
考へなければならぬか。こうしたこと
が一つと、これに関連しまして、今言
つたように安全性を第一とする検査な
り、安全性を第一とする生産なりとい
ふものは、やはり運航の面のことと十
分に考へてやらなければならない、こ
ういうことに返つて來るのはないか
と思われる。ですから、素材行政な
り、あるいは工場の育成なりについて
はむろん通産省でおやりにならなければ
ならないが、航空機の生産なり、また
航空機の生産過程における大事な檢
査なりは、やはり一本に返つて行かな
ければならない、こういうことになる
のではないかと思われるのですが、このことにつ
いて重ねて御答弁をお願いしたい。

申しまして、かりに航空室の方で飛行機の生産をやるにいたしましても、これは航空室だけではできないのであります。まして、工場の設備から、その素材から、原料から、機械の外貨の割当てから、すべてやはり通産省へ参りまして相談をしてなければできぬわけであります。従つて当委員会におきましても、私がるる申し上げましたように、やはり生産ができるだけすなおに伸びる素地をどうしてもつくるなければならぬということが、何と申しましても一番大事な点だと考るわけであります。従つて安全性というのは本質的には安全検査から生れるものではないわけであります。やはり日本の航空機工業の技術が発達しやすい環境のもとにどう育つかといふことが一番重要なボイントになると思います。その日本の航空機工業の技術が伸びやすい環境でたんだん育つて参りますれば、そこから初めてほんとうの意味の安全といふことが出て来るのだと私は考るのであります。飛行機は人命に一番重大な關係を持つものでありますから、どうしても安全を保たなければならない。その安全を本質的に導き出すためには、飛行機の生産に關係をいたします製造事業者をできるだけ伸びやすい環境に置かなければならぬと私どもは考るわけであります。しかば今後の日本の航空機工業を伸びやすい環境に置くにはどういうふうにしたらいつかといふところに、おのずから論議の日本が、今後の飛行機工業が伸び得るよて、その点から私どもはだいへ申しま

き環境をつくる」とになる。こういう主張を申し上げておつたわけでございまして、どうかその点を御了承賜わりたいと思います。

○尾崎(末)委員 だんく近づいて来てようであります。航空機工業がなかなか伸びやすいようにするためにといらっしゃいます。それならこの航空機工業をすなはち伸びやすく、発達しやすいようにするために今おつしやつた助長、育成言葉があらましたが、その通りであります。そういうことがこの航空機製造法の中に盛られているかといふと、どこを読みますましても、私の見たところではないのです。さつき申しましたよろなうな説明であるとか、検査であるとか、こういつたものがずっと各條款の中に並べられてあるだけで、今御答弁になつたような、すなおに伸びる、あるいはすなおに発達せしめる、こういう助長、育成の行政に開運したこと、これが一つも出ていないのであります。ですから、これは少し言い過ぎるかもしれませんが、もう少しこれらの問題になりまして、たよなうなものを十分に御計画になつて、その目的を十分盛つたところの法律案をお出しになつた方がいいのではないか。しかもまた先ほど御答弁になつたように、ひとり民間航空機だけではなくて、軍事用の航空機の注文文なり、諸外国からの航空機の注文が来るときになりますれば、当然これは運輸省が通産省だと言つておれなくなつてしまふならない。そういう運命をわれくは政治家として予想する。だから何よりも急いで十分目的の盛られてない法律案をお出しにならないで、十分用意をしてかかつてみたらどうか、こうい

う」といふことです。さつくはらんの氣持で言つておるのであります。

○本問政府委員 先ほども申し上げましたように、日本の飛行機工業はまだ始まつてないわけであります。この航空機工業に補助の予算を組めと言ねられましても、尾崎委員も予算委員でその間の事情はよく御承知だと思います。従つてそういう意味のことが盛られていいから遅れてもいいぢやないかという議論は、どうも私承服するわけに参りません。現に軽飛行機の製造許可の申請が来ておりますし、先ほども申し上げましたように、外国の人々も見えております。今朝もその要務のために役所に来ておるわけでありますから、製造法案でともかくも出発をいたしておきまして、そうして航空機工業の今後の実情に沿いまして、そういう助長の方法を講じて行くということにならなければならぬと思います。御承知のようにこの法律案が出来まして、ただいま御指摘のような補助金とかなんとかいいうようなものはございませんけれども、所管が明確になります。この法律案が出来ますといふことになりますれば、前にも申し上げましたようにやはり私どもの所管をいたしておられますいろいろな研究あるいは工業化試験の補助金などもございますし、外貨の問題、設備の問題、そういう問題をすべてこういう方向に持つて行き、できるだけ航空機工業が出来やすい環境を漸次整えて行くということが当面の政府といたしましてはぜひともやらなければならぬ方策でありますので、そこに力を注ぎまして、今後の航空機工業の実情に即して御趣旨のよろづな対策は政府の方でもやらなければならぬと

らなと思いますし、また国会の方でも当然そぞういうような議論が盛んになるだろう。こういうふうに私は考えるのあります。そのために現に日本で飛行機工業を起したいといふ機運は實際上私の言葉だけではないのであります。そういうときにまだこの制度を出発せしめないでもよいというような議論は、私ども承服しかねるわけであります。

○尾崎(末)委員 私の御質問申し上げたいことは、たとえば軽飛行機の注文が参つておる、こういうものに対しても当面の問題として処理して行かなければならぬ。こういふことはこの航空法を立案いたします前に、航空法制審議会といふものをつくつて、二十五名の学者なり経験者なり専門家なりが集まつて慎重審議をせられた結果、いわゆる生産から運航に至るまで一元的の行政をやらなければいけないという答申があつた。むろん二十五名の委員の中には、二十四名は同じ意見であつて、一名の方から少數意見が述べられたという報告書が出ておることを私どもは見ておるのであります。ですからこの趣意にのつとつて、現在出ておるこの航空法案でなくて、さきに航空法制定審議会の答申に基いてつくられた航空法の中に今答弁になつたような軽飛行機の修理、こういふもの等がつた場合に処理して行くことができるようになつておつたと思うのであります。でありますからそうした当面の問題はこの航空法の中で規定してやつて行けるのでありますから、そろやつておいて——さきに御答弁になつた助長育成の行政ということはもちろん予算といふことも必要であります。私は

予算だけを申しておるのではないのでありますて、たとえば工場の施設なり改善なりのやり方、あるいは技術員の養成なり、その他いろいろのやり方で航空機製造の方針を進捗させて行くことができるのだと思つておりますが、そうした各種のものを盛つた助長育成行政といふものの目的を航空機製造法の中に入れたらどうかということを考えるわけでありまして、当面の軽い問題は、航空法制定審議会で申答せられたようなそういうやり方でやれるのではないかと思うのでありますて、決して何もかもほつておけといふのではありません。その点はひとつ誤解のないようにしておきたいのであります。

○本問政府委員 当委員会で尾崎委員にもたび／＼申し上げたわけであります

が、私はどこでやらなければできないというようななきゆうくな考へを持つておるのでありますて、それは相談しなけれども、機運が非常に濃厚になつております今日の機械工業界の現状にかんがみまし

て、軽飛行機とか外國で使います飛行機などを日本で生産いたします場合

に、やはり貿易の関係であるとか、あ

るいはいろいろな関係を持つて来るわ

けでありますて、そこは相談しなけれ

ば動かぬわけであります。従いまして

今日機械工業全般におきまして、ある

いは生産工業全体を見通しまして、通

商關係一切を見ておられます通産省に

いろ／＼相談をしたり、あるいは意見

を聞いたりしなければ動かぬわけであ

りますから、そこでその所管をいたし

まして、そらしてめんどうを見て參り

事業をやろうという方から申しまして

車両だけを申しておるのではないので

ありますて、たとえば工場の施設なり

改善なりのやり方、あるいは技術員の

養成なり、その他いろいろのやり方で

航空機製造の方針を進捗させて行くこ

とができるのだと思つておりますが、

そうした各種のものを盛つた助長育成

行政といふものの目的を航空機製造法

の中に入れたらどうかということを考え

るわけであります。

○尾崎(末)委員 これで質問を終りますが、助長育成の間接的のやり方にもなるのだといふ御答弁のようでもあります

が、その他の面で多少筋の通らぬ点がある

とか、あるいは外国から輸入する素

材やその他のものをどうするとかいろいろな点であります。

ことは、政府の中で話合つて行けばお

のすからそういう方法は私は出て来る

のではないかと思うのであります。

おまた通産省で、さつき申しましたよ

うに素材を集める、部品を集める、高

度の特質を持つたものを集める、そろ

いうような行政をおやりになれば、そ

のあとのこととはそちらの方の面からは

心配しなくて、生産と運航の方にま

かせればいい、こうしたことになつて

来ると思いますから、これら

業でもございますので、目的はおのずから同じなのでござりますけれども、それに到達いたしますする方法論になりますれば、勢い議論がわかれるのは自然のことございますが、実際の面におきましては、もう御心配になるような事態も起らぬで行くのじやないか、その点は協調して行けるのじやないか、というような気持を持つております。

○江崎(一)委員 これは何ば言つても同じだと思いますから、これくらいにしておきましょう。

それでは根本問題にさかのぼつてお尋ねしておきたいことは、日本で航空機の製造を始めるのだが、航空機製造工場といふものは、採算が成り立たなければできない企業です。一休採算が立つかどうか。どういう目標でどれくらいの生産計画を持つて始めたなのが、その点の実情について御説明を願いたいと思います。

○本間政府委員 これは前会にも申し上げたのでござりますが、今具体的にこうした計画でこの地点でこういうものを作りたいと申すのをこれだけつくりたいといふところまでまだ進んでおらないわけであります。しかし御承知のように、三月八日からそういうふた門戸も開かれたわけでござりますので、従来関係をいたしておりましたところ、あるいは今後日本の航空機工業に着目をいたしております人々の間では、たび／＼申し上げましたように、まず部品の製造から入ろうといふふな考え方でいろいろ準備をなさつておられる方もござります。いろいろな書類も參つております。いろいろな生産をされましたが、この部品を日本に持つて参りましたこ

本で組立てをすることから始めたいというような考え方もあるようでありますが、まだ具体的にどの工場をどれだけ使いまして、どういう方式でどれだけつくつて行く、という具体的なところまでは行つておらないのが実情であります。

○江崎(一)委員 大体企業は目安がなければやれないと思います。そこで今具体的にどういうところから手始めをするかということについては、事業の初めですからいろいろ困難があるでしょ、うが、大づかみのこれくらいのところはやれるのだといふことでわかりませんと、資本家は金をひっぱり出すということはやらぬと思います。もうすでに航空機会社が国内のあちこちで大分計画されておるようであります。

○本間政府委員 私の感じから申しますと、日本の民間航空事業者の使います飛行機を今すぐにつくるということは、工場の採算上からいついては、やはりわざと、その点について御説明を願いたいと思います。

○本間政府委員 私の感じから申しますと、日本の民間航空事業者の使います飛行機を今すぐにつくるということは、工場の採算上からいついては、やはりわざと、その点について御説明を願いたいと思います。

○江崎(一)委員 講和発効後、日本でも大分砲弾や大砲その他の兵器類を生産され始めたよう聞いておりますが、航空機関係もそれと同様の歩調をとるのではないかということは、だれでも想像つくと思うのです。軍用機の製造、修理といったような方向に日本の航空機工業が発展することに対し、次官

で使う飛行機の組立から始めたいと思うような考え方で準備をされている方もあるようございますが、まだ実際に使つておられる工場を使いましてどういうものを使つて行く、というふうには私どもろまでは行つておらないのが実情であります。

○江崎(一)委員 航空機生産行政の所管についてというリーフレットをこの間いただきましたが、その五項目に

こういうことが書いてあります。「今後の日本における航空機の需要は、戦前と異なり、量的に見ても内需よりも海外需要に多く期待され、また民間用機よりは、航空法の適用を受けない特殊用機が多いことも予想される」ともに、質的にもこれらの航空機は、安全性と同時に高性能が要求されるものである。云々と、そういうことがあります。この航空法の適用を受けない特殊用機は、駐留軍関係の飛行機をさすのか、どれくらいの金額を予想しておるか、ということについては、やはりわざと、その点について御説明を願いたいと思います。

○本間政府委員 私の感じから申しますと、日本の民間航空事業者の使います飛行機を今すぐにつくるということは、工場の採算上からいついては、やはりわざと、その点について御説明を願いたいと思います。

○江崎(一)委員 講和発効後、日本でも大分砲弾や大砲その他の兵器類を生産され始めたよう聞いておりますが、航空機関係もそれと同様の歩調をとるのではないかということは、だれでも想像つくと思うのです。軍用機の製造、修理といったような方向に日本の航空機工業が発展することに対し、次官

の方で問題はあるかと思ひます。が、日本がそれ／＼の技術を持つておられますから入りまして、あるいはりまして、注文に応じてつくるということは一向さしつかえのないことであつて、それが悪いということは一回あります。それが悪いということは、それが悪いことではありません。これは正直に申上げておるわけであります。

</div

ど遠いよう思つてお聞きしたのであります。が、これは航空法と一連の関係において発足すべきものではないかと思うのであります。通産省といたしましては、この製造法が効力を發すると同時に、航空法の三十七條その他関連のある法律は、櫻賀すれば度外視して、製造法のみによつて進行する。こういうことになるのでありますかお伺いします。

ありましたらし、また先般來たび／＼繰
返されておりましたるが、この製造法を
るいは航空法のどこを見ましても、輸
空事業に對して助成、育成をはかる何
ものもあつてないないのであります、
坪内委員からも相當つ込んで指摘さ
れておつたのであります、繰返して
申しますと、この法案のみによつて目
ますれば、單なる修理、維持にのみ力
が入つておられて、育成、助長という方

輸入は免税をいたしておるといふような関係で、もし業者の間でそういう施設をしたいということで、ぜひとも設備を外国から入れたいというような場合には、もうすでにたまに申し上げたよな線が活用できるわけあります。そういう関係になつておりますので、この法案にはもちろん御指摘のように助成とか補助といふよな制度はございませんが、通産省の産業行政を

が、これに対する政務次官の御見解をお聞きいたしました。

○本間政府委員　これは法案の審議に当られております委員会並びに委員の皆様の御見解によることでございまして、私どもがかえつて差出がましいとを申し上げない方がよいかと考えます。

○五重(信)委員　ただいまの本間政府委員の御答弁によりますと、私の意見

素材に対する詳細にわたる検査——質的の面あるいは分析であるとか鑑定、こうしたすべてのものが検査されることになつておるのであります。工業標準化法が今日までどうじょうようにならうした一般工業品に対して実施されて来たか、いかように活用されて来たか、これをまず先にお伺いしたいと思います。

○本問政府委員 当委員会でもたびたび申しましたように、日本の航空機工業が部品の製造から始まりますか、組立てでいうようなところから入りますか、あるいは輸出用の飛行機の問題から入りますか、これはその事情によつていろいろ／＼あらうかと思いますが、もうすでにそういう機運があるわけでござりますから、できるだけこの機運に乗りまして、そういうたよな工業が伸びますように指導なり援助なりをして参りたいと考えておるわけであります。その点航空法等は考慮しますが、航空路ができればそれに対応して行こうというふうには考へないわけであります。日本の航空工業がどういう形から出発しますか、これは会社といつしましてはいろいろな行き方を出るかと思いますが、指導と申しますか、助成と申しますか、そういう方向に力を注いで参りたいと考えております。

面に対しては如何なる感を拂われていな
いようであります、これに對しては
どういうような構想がありますか。
○本閣政府委員　当委員会でも申しと
げたのでございますが、もちろん航空
機工業の學問的な研究でありますとか
が、あるいは技術上のいろいろな研究
とかいろいろなものに對しましても、
政府といたしましては力をいたさなければ
ならぬということは当然なわけで
ござります。従いましてそういう方面
にも配慮をして參らなければならぬかと
と思ひますが、御承知のようにただい
ま飛行機工業はまだ実体がないわけで
ござりますので、その飛行機工業が、
はたして民間で輸送用に使います飛行
機をつくるのか、それともまたそりで
ないものをつくるのか、それによりま
してもまた助成の手段、方法もおのず
から違つて来ようかと思うわけでござ
います。従つて私どもは制度の上で早
くレールをきみんと据えておきまし
て、先ほど申し上げましたように、機
械設備の問題でありますとか、あるい
は資本提携の問題とか、あるいは必要
な機械の輸入に関しまするドルの割当
の問題、外貨の問題といたるようなもの
があるわけでございますが、この日本
の工業の合理化に役立つます機械の

運用して参ります間におきまして、十分配慮をして行かなければならぬと思ひます。その配慮が早ければ早いほどいい、こういうよう考へておるわけでござります。

○玉置(信)委員 ただいま政務次官のお説を聞いておりますと、私も同感の範はたくさんござりますが、そうちした航空事業というものが一体どういう内容を持ち、どういうケースでこれをやつて行くかということについては、始めてみなければわからないことであらうと思ひます。そういう点を考慮いたしますと、この航空事業に對して民間のそれ／＼の権威者たちはいろいろな見解をとつておるのでないか。もちろん日本の航空事業振興発展の目標については異論がないでありますようが、航空事業を始めようとする際でありますので、私はむしろこうして民間の学識あるいは経験者等を当委員会に呼んで、本事業をして全からしめるためにその意見を聞く、すなわち参考人として招致いたし、さらに検討を加える必要がありはせぬか。かように思ひますが、政務次官はこれに對していかようにお考へになつておりますか。同時に私ははどういうようだとよりはからつていただきたいと思ひます。

として要望申し上げた点については国会の自由意思でやつてよいというような御答弁でありましたので、私は、本法案を通すにいたしましたとしても、法案の実体、内容等をもう少し検討する必要もあると考えますし、進んで航空事業の発達を真に助長、育成する面から考え方として万全を期したいと思ひますので、この点を委員長においておとりはからいを願いたいということを要望いたしておきます。

次に質問に入りますが、先だつて私の質問いたしました際に——私は工業標準化法というものができておることを実はうかつにして知らなかつたので、常識的に考えて、こういふものを用意すべきであるが、準備しておるなら御説明願いたいという質問に対しまして、局長より工業標準化法を活用してやりたいといふ御意見がありましたので、調べましたところ、工業標準化法というものがすでに出ておりました。そこでお伺いするのであります。こうなりますと、しばらく各委員、特に社会党の加等に対しましては、工業標準化法第二條の一、二、三、四に明らかに示してあるわけであります。こうなりますと、しばく各委員、特に社会党の加

検討が必要でござりますので、工業技術庁の方で準備をいたしましてから、委員会がございまして、必ずその委員会にかけて十分に審議いたしました上で規格をきめ、できるだけそれで統一して行くという考え方でやつておりますが、実は今日技術庁の方が来ておりませんので、あるいは十分御納得の行くほど御説明ができないかも知れませんが、機会をあらためてまた聞いていただいてもよいと思います。ただ標準化法によりましていろいろなものの規格をきめまして、できるだけそういうふうに統一して参るよう漸次努力は傾注いたしておりますが、これは法的な強制力の点で実は弱いところがございます。私ども製造法案の実施にあたりましては、その点も十分考慮いたしまして、運用面も考えなければなりません。私どもがただいま考えておりますのは、規格は技術上のいろいろな基準でございますので、課長がかわるとかあるいは係長がかわるとかいうことによつてかわるようなことではないわけでござりますから、その点も十分事情に沿つた運用をいたしたいと考えております。

この工業標準化法には何もとらわれないで、航空機製造法に基いて通産省が省令によつて、こうした素材その他の検査をやる、こうすることになりますか。

○本問政府委員 先ほどおどよつと一筋の御質問をうけましたので、お答え申しそこのねたのでござりますが、工業技術庁でやつております標準化は、その目的の主要な一つを利用者保護にいたしておるのであります。従つてきめました基準に従つておるのは、システムを使います。そうすれば利用者が、これならばその規格に合つておついいといふので、利用者保護の立場を強く実はとつてやつておるわけでござります。

〔岡村委員長退席、中村委員長着席〕
従いまして、御承知であるよう、航空機関係は、非常な部品にわたるわけでござりますから、工業標準化法によりまして指定できますする規格は、それでできるだけきめて行くようにしなさい。ただ先ほども申し上げましたように、強制力をを持つておりますので、規格はそれで決定をいたさなければなりませんが、やはり検査はどうしても必要であります。さういうふうに考えておるわけですが

○玉置(信)委員 ただいまの本間政務次官の御答弁によりますと、検査はするのである。強制力がないから。言葉をかえて申しますと、強制的な検査をしなければならぬ、こういうふうな御答弁のように解されたわけでございますが、この工業標準化法の第二條の第四項に「鉱工業品に関する試験、八

業委員会運輸委員会連合審査会議録第六号 一九二七年六月二日

においても卓越せる識見を持たれ政務次官として堂々たる答弁をなされておるわけでありますし、また行政面に

おいても、従来しば／＼質疑応答の内容等を検討いたしまして、私は非常に行政手腕のある点について敬服を以てしておる一人であります。従いまして、ここで重ねて本間政務次官の信玄政策をお尋ねするのですが、一応通産政策次官といふ立場を離はまして、わが党の重要なメンバーとして、大所高所の重要なるこの両法案をながめるときにおいて、こうした二元的行政のために、これまでこの行政運用の面において摩擦を生ずるようなことは断じてないという確信を持つておられますかどうか、この点をまずお伺いします。

本問政府委員　お前の立場を離れて、非常にすばらしいのですが、私は実はすなおに見ておりまして、この二つの法案を嫌討いたしまして、やはり心配でありますのは、製造事業者の方が、多目的な行政に災いされることが、迷惑をうけようなことがあるかどうかということですが、私は実は航空機工業の一一番大事な面だと正直に考えております。従いまして私が一番心配をいたしておりますのは、そういう面で生産は責任を持つこと一元化したいという考え方を持つておる

たわけでございますが、御指摘の中
もありましたように入り組んでいるよ
うもあるわけであります。しかしな
れば今後この法案を運用する両者の立
場にまつよりほかはございません。こ
はその点で直正に申し上げて多少心配
の点はござりますが、しかしながら
申し上げましたように、日本の航空機
の製造がどこから始まりますか、こ

は明確には予想できませんけれども、私はむしろどちらかといえば、日本の今の民間航空事業者が行う飛行機でな

一方から始まるのじやないかと考へます。それから将来の日本の民間航空外の飛行機の需要がどういうあいになりますか、この問題も将来の問題に属するわけでござります。従つて今日までのいろいろな経過から見ますと御心配の点もあるうかと思ひますが、今後担当いたして参る両省の人々がそのよは良識をもつて相談して参りますなどは、そうひどい弊害にはならぬのしむないか。またそれは両省間の協調としますが、良識と申しますか、それによつて排除して行けるものだ、また性除して行かなければならぬというふたこまは直ちに考えております。

○玉置(信)委員 これで私の質問を終りますが、なお最後に、私は本問閣務官の率直な御答弁を聞いて実は満足しておりますが、さうに私はこじらしておらず、法案がきわめて重大な内容を持つ法案であるだけに、ばかまじめと言われれば、言われるかもしれません、責任を感じ、しかも将来に対する責任を感じるがゆえに、実際この法案をつくるにあげく近き将来にそうちした行政改革を目的に反した複雑な行政が起り、そよつてかえつて行政機構の本旨を

転せしめることがあります。なぜなら、そういう憂いから、たび々同じようことを申し上げますが、政務次官に願いをいたしておきたいと思います。政務次官は、先ほど申し上げたように、きわめて有能な政治家でありますので、近き将来大臣におなりにならぬのでありますよう。そうしたときに、の国会において、この委員会において

こうした二元的な法律をつくったために、かくのごとく行政が複雑怪奇なものになつてしまつて、迷惑したのは業者であり国民であるといふやうな所しりを招きたくないという念願から、でらう少しあは是正してもらいたいという見解を持つております。もしどうしても相ならぬとしてこのままでこの国会を通過せしめるという御所存でありますれば、私は将来を言つことはどうかと思ひますが、通産省に参りましようとも運輸省に参りましようとも、そのいずれとは私は申しません。一元的な行政のものにわが国の航空事業を振興せしめてもらいたいということを特にお願いし、希望を申し上げまして、私の質問をこれで打切りたいと存じます。

○中村委員長 原君。多くの委員より質問が

なされ、私の質疑は二、三點に縮まつたのでありますけれども、私はこの法

律すなわち航空機製造法といふものが突如として出されたことについて非常にふしきに思つております。独立後の

航空行政の上において、航空の安全性のために航空法ができるることは前々か

ら予想されていたのですが、この法案が出されたことについては私は非常な疑惑を持つております。どうし

て疑義を持つておられます。どうして運輸委員会において航空小委員会を開きまして、民間の業者、学識経験者等を呼びましていろいろ意見を聞いた。

その席上で業者及び学識経験者の意見を聞きますと、現在の段階では航空機工業といふものはメンテナンスと修理だけしかできない、一つの機体をつくる

航空機工業はマス・プロでなければならぬのであるから、急速にはこれに進

みます。もしどうしても相手に困りますとリペアをやる場合にしても、

現在の段階ではとうてい国家の補助なしにはこれをやることはできないとい

うことを明確に言つておきました。そ

うすると航空業者が修理維持等をやる場合に、採算のとれぬものはだれだつてやらないのであります。国家の補助すなわちその事業会社の法人税の減免とか、そういういろいろな財政的措置がなされなければだまにこれ

をやることができない段階においてこの法案が急遽として上程されたといふことを私は非常にふしきに思つておる

のであります。またこの法案が提出されたときに、承りますれば閣議においても非常な論争があつた、それをあえて押して通産省がこの法案を出したと

うことについて私は非常に疑問が残つておるのであります。この点についてひとつ政務次官のお考えを聞きたい

と思います。

○本間政府委員 お答え申し上げま

す。御承知でもあろうと思ひますが、

日本で兵器の生産が全面的に禁止をせら

れておりまして、講和の発効と同時にこの問題をどうするかといふような

こともつと私どもの方では対策を練

つて参つたわけござります。そこで三月八日からこれが解除になりまし

て、條約進行に伴つて日本はどうして

も航空機工業といふようなものがそれ

に応じて出発しなければならぬといふ

見通しが漸次固まつて参るようになりましてから、私どもの方ではそれに相

応いたします装備その他準備をすつ

いたしておつたわけでございます。

○原(起)委員 大蔵省の方とも話合ひをいたしてゐるわけであります。私が当委員会において申し上げましたよ

うに、日本の民間事業者の方で使いま

すが、あるいはまた外國で使います

そうして閣議でいろいろな議論があつたことは御承知の通りであります。

飛行機を日本で組み立てまして、それ

を輸出するといふよだな関係から日本

お尋ねしたいのです。過日も星号

が墜落したことはまだ耳新しいことであります。このもく星号の墜落事件の原因については、まだ私は納得の

行かない点が多くございます。

あれだ

けでありますから、この実態を基礎に

あります。お互いに平賀の間に双方の主張を主張したといふような経過も当委員会において御報告になつておるのであります。

ございます。従つて運輸委員をされております原さんの方から見ますとある

いは突然といふやうなお感じがあつた

かもしれません。私どもの方として

はできるだけの準備をいたしまして、

国家の補助すなわちその事業会社の法人税の減

免とか、あるいは航空機部品の物品税の減免とか、そういういろいろな財政

措置がなされなければだまにこれ

をやることができない段階においてこ

の法案が急遽として上程されたといふ

ことを私は非常にふしきに思つておる

ますから、制度をできるだけ早く整足

したい、こううう考えから提案いたし

た次第であります。

○原(起)委員 この法案に航空機工業の育成について、何らかたつてないこ

とあります。従いまして私ども

も委員長をなさつたことでありますから、

委員長もよく御存じのことであると思

うのであります。従いまして私ども

もまだ実際に出発いたしておらないわ

けでありますから、この実態を基礎に

あります。お互いに平賀の間に双方の主

張を主張したといふような経過も当委員会において御報告になつておるのであります。

ございます。従つて運輸委員をされて

おります原さんの方から見ますとある

いは突然といふやうなお感じがあつた

かもしれません。私どもの方として

はできるだけの準備をいたしまして、

国家の補助すなわちその事業会社の法人税の減

免とか、あるいは航空機部品の物品税の減

免とか、そういういろいろな財政

措置がなされなければだまにこれ

をやることができない段階においてこ

の法案が急遽として上程されたといふ

ことを私は非常にふしきに思つておる

ますから、制度をできるだけ早く整足

したい、こううう考えから提案いたし

た次第であります。

○原(起)委員 この法案に航空機工業の育成について、何らかたつてないこ

とあります。従いまして私ども

も委員長をなさつたことでありますから、

委員長もよく御存じのことであると思

うのであります。従いまして私ども

もまだ実際に出発いたしておらないわ

けでありますから、この実態を基礎に

あります。お互いに平賀の間に双方の主

張を主張したといふような経過も当委員会において御報告になつておるのであります。

ございます。従つて運輸委員をされて

おります原さんの方から見ますとある

いは突然といふやうなお感じがあつた

かもしれません。私どもの方として

はできるだけの準備をいたしまして、

国家の補助すなわちその事業会社の法人税の減

免とか、あるいは航空機部品の物品税の減

免とか、そういういろいろな財政

措置がなされなければだまにこれ

をやることができない段階においてこ

の法案が急遽として上程されたといふ

ことを私は非常にふしきに思つておる

ますから、制度をできるだけ早く整足

したい、こううう考えから提案いたし

た次第であります。

○原(起)委員 この法案に航空機工業の育成について、何らかたつてないこ

とあります。従いまして私ども

も委員長をなさつたことでありますから、

委員長もよく御存じのことであると思

うのであります。従いまして私ども

もまだ実際に出発いたしておらないわ

けでありますから、この実態を基礎に

あります。お互いに平賀の間に双方の主

張を主張したといふような経過も当委員会において御報告になつておるのであります。

ございます。従つて運輸委員をされて

おります原さんの方から見ますとある

いは突然といふやうなお感じがあつた

かもしれません。私どもの方として

はできるだけの準備をいたしまして、

国家の補助すなわちその事業会社の法人税の減

免とか、あるいは航空機部品の物品税の減

免とか、そういういろいろな財政

措置がなされなければだまにこれ

をやることができない段階においてこ

の法案が急遽として上程されたといふ

ことを私は非常にふしさに思つておる

ますから、制度をできるだけ早く整足

したい、こううう考えから提案いたし

た次第であります。

○原(起)委員 この法案に航空機工業の育成について、何らかたつてないこ

とあります。従いまして私ども

も委員長をなさつたことでありますから、

委員長もよく御存じのことであると思

うのであります。従いまして私ども

もまだ実際に出発いたしておらないわ

けでありますから、この実態を基礎に

あります。お互いに平賀の間に双方の主

張を主張したといふような経過も当委員会において御報告になつておるのであります。

ございます。従つて運輸委員をされて

おります原さんの方から見ますとある

いは突然といふやうなお感じがあつた

かもしれません。私どもの方として

はできるだけの準備をいたしまして、

国家の補助すなわちその事業会社の法人税の減

免とか、あるいは航空機部品の物品税の減

免とか、そういういろいろな財政

措置がなされなければだまにこれ

をやることができない段階においてこ

の法案が急遽として上程されたといふ

ことを私は非常にふしさに思つておる

ますから、制度をできるだけ早く整足

したい、こううう考えから提案いたし

た次第であります。

○原(起)委員 この法案に航空機工業の育成について、何らかたつてないこ

とあります。従いまして私ども

も委員長をなさつたことでありますから、

委員長もよく御存じのことであると思

うのであります。従いまして私ども

もまだ実際に出発いたしておらないわ

けでありますから、この実態を基礎に

あります。お互いに平賀の間に双方の主

張を主張したといふような経過も当委員会において御報告になつておるのであります。

ございます。従つて運輸委員をされて

おります原さんの方から見ますとある

いは突然といふやうなお感じがあつた

かもしれません。私どもの方として

はできるだけの準備をいたしまして、

国家の補助すなわちその事業会社の法人税の減

免とか、あるいは航空機部品の物品税の減

免とか、そういういろいろな財政

措置がなされなければだまにこれ

をやることができない段階においてこ

の法案が急遽として上程されたといふ

ことを私は非常にふしさに思つておる

ますから、制度をできるだけ早く整足

したい、こううう考えから提案いたし

た次第であります。

○原(起)委員 この法案に航空機工業の育成について、何らかたつてないこ

とあります。従いまして私ども

も委員長をなさつたことでありますから、

委員長もよく御存じのことであると思

うのであります。従いまして私ども

もまだ実際に出発いたしておらないわ

けでありますから、この実態を基礎に

あります。お互いに平賀の間に双方の主

張を主張したといふような経過も当委員会において御報告になつておるのであります。

ございます。従つて運輸委員をされて

おります原さんの方から見ますとある

いは突然といふやうなお感じがあつた

かもしれません。私どもの方として

はできるだけの準備をいたしまして、

国家の補助すなわちその事業会社の法人税の減

免とか、あるいは航空機部品の物品税の減

免とか、そういういろいろな財政

措置がなされなければだまにこれ

をやることができない段階においてこ

の法案が急遽として上程されたといふ

ことを私は非常にふしさに思つておる

ますから、制度をできるだけ早く整足

したい、こううう考えから提案いたし

た次第であります。

○原(起)委員 この法案に航空機工業の育成について、何らかたつてないこ

とあります。従いまして私ども

も委員長をなさつたことでありますから、

委員長もよく御存じのことであると思

うのであります。従いまして私ども

もまだ実際に出発いたしておらないわ

けでありますから、この実態を基礎に

あります。お互いに平賀の間に双方の主

張を主張したといふような経過も当委員会において御報告になつておるのであります。

ございます。従つて運輸委員をされて

おります原さんの方から見ますとある

いは突然といふやうなお感じがあつた

かもしれません。私どもの方として

はできるだけの準備をいたしまして、

国家の補助すなわちその事業会社の法人税の減

免とか、あるいは航空機部品の物品税の減

免とか、そういういろいろな財政

措置がなされなければだまにこれ

をやることができない段階においてこ

の法案が急遽として上程されたといふ

ことを私は非常にふしさに思つておる

ますから、制度をできるだけ早く整足

したい、こううう考えから提案いたし

た次第であります。

○原(起)委員 この法案に航空機工業の育成について、何らかたつてないこ

とあります。従いまして私ども

も委員長をなさつたことでありますから、

委員長もよく御存じのことであると思

うのであります。従いまして私ども

もまだ実際に出発いたしてお

か何とかによつて、その機械の故障がなかつたとか何とかいうことを調べなければなりませんが、生存者がいなければそのときの実態がわからない。そらすると、運航上の責任を負つている運輸大臣が、また議会を通じて国民に陳謝しなければならぬような問題が起るのではないかと私は思います。落ちる原因が、機械を監督、検査する通産省にあるかもしない。それが墜落してしまつて、ばらくになつた機体をあとで調べてみて、その調べていうものが必ずしも正確なものであるかどうか、私は非常に危惧にたえないのであります。かのもく星号事件を顧みて、航空局長官は今度の二つの法案に對して、どういうふうに責任体制がそれるものか、お考えを承りたいと思うのであります。

監査をいたしましては、そういうふうな事故を起さないということが積極的な安全であると考えているわけであります。航空の安全を確保するためには、どうしても運航と検査行政といふものを一本に筋を通すにあらずんば、航空の安全は確保できない、かつまたその安全の責任はとり得ないと確信をいたしているわけであります。先ほど申し上げました通り、單にこれはわが国のみ運輸省の考え方ばかりではなく、現在世界各国とともに同じ考え方であります。しかし、かつまたそれらの連盟を結成しています國際民間航空機構というものの精神は、一にかかつて安全であり、二元的な行政を希望しているわけであります。もしされが一元的な行政でない場合には、特別にその国の事情を連盟に届出ることに連盟の條約ではないつているわけであります。でき得べくなんば、日本が民間航空の再開という立場をとる今日におきまして、航空の安全がかまた航空事業の発展をこねがれております。まだそれに対して邁進いたすからには、どうか過去の事情あるいは世界の状況を十分御調査、御検討願いたいが悪いが、ひとつ御判断をお願いいたいと存する次第であります。

て、ただいまの航空長官のお話と政務次官のお話ははなはだ矛盾しておるのあります。政務次官はこれをいかにお考えになるか。

○本間政務委員 本日も当委員会において申し上げたわけですが、もう星号の事故の原因につきましては、運輸大臣から御説明があつたようあります。考えてみますと、なるほど監督官庁は運輸省であります。しかし実際に運航いたしております直接受けの責任は航空事業会社にあるわけでございます。従つて実質上の非難もありますが、これが私どもの所管外でありますから触れません。問題は、生産する会社にいろいろ事故があつたようではあります。これが私どもの所管外である実際の運航を担当いたしております事業会社との間には、明確に区別がついておるのでござります。従つて多多少なり行政で迷惑をするか、非常な不利的な行政をつくるかどうかについては、やはりその最重要点は、製造の面にあります。いましては補造をいたしまする工場の関係にあるわけであります。運航を担当いたしております方から言えば、いたしまする業界の技術が向上しない、な安全性といふ問題は、どこから本質的にじみ上つて来るかといえば、飛行機そのものにつきましては、製造おりまするよに、飛行機で一番大変な安全性能といふ問題は、どこから本質的にじみ出で来ないわけでありります。従つて私どもはその技術ができる

そこで多元的な行政の弊害を出したないというのが私の考え方であります。私どもがその一元化にウエートを置いて考えておりますのは、生産者におきまする飛行機生産をいたしておきたい。安全性もそこからおのずからにじみ出て来るものである。もちろん安全を確保するための検査は必要でございましょうけれども、本質的なものはそこからじみ出て来るものである。こういうふうに私は考えておりますので、私どもが一元化というのに重きを置ておりますのは、製造事業者が多目的な行政に煩わされないようにして、それがまた必要である、こうふらに考えておるわけであります。

○原 譲 委員 その問題についてこと以上質問しても水かけ論のような気がいたしますが、要するに航空機の安全性の中に、機械製造も重要な部分を置いておると私は考えます。現在の二つの法案では、航空の安全性について運航と製造の部面と二つにわかれてるようと思われるのですが、だいまの航空長官のお話のように、府部内において一元化されなければなりません。しかも航空長官のお話では、安全性の中には製造部面も入つておるうに、私は解釈いたしますが、政務官のお話では運航と製造と別にわて、安全性を強調されておつて、政次官のお話こそ、私は二元的であります。しかし、これ以上質問してももうありませんので、これで質問を止めることにいたします。

○中村委員 石野委員 本間政務次官にお尋ねいたします。先日私はいろいろと資料の要求をいたしましたが、実はその後やむを得ない事情のために、いただいた資料についての質問をする機会を今日まで失つていきました。資料につきましてはいろいろと同僚委員から尋ねられておるようございまるから、重複する点は避けたいと思いますが、今度の法案についての問題点は、航空法が必要であるか、あるいは航空機製造に関与する法律が必要であるかということよりも、その法律の中に盛られてあるいわゆる所管關係の問題が、将来法律を施行するにあたつて、業者なりあるいは一般国民の上にいろいろな問題を起すだらうというところに問題がある、こういうふうに思います。しかもその問題点は、去る四月二十六日の閣議決定といわれる航空機生産の所管に関する件というところにあつたと思います。で問題点は、生産過程における生産技術検査は通産大臣の所管として安全検査課は運輸大臣にするのだ、こういうところにあつたと存するのであります。それで通産省の方から出ておりまする生産行政の所管に関する所見をすつと見ていただきますと、これはどうもいろいろと書き並べてありまするけれども、理解のしにくい点が非常に多い。そこまで最初にお尋ねいたしますが、先ほどの大庭航空厅長官のお話によりますると、運航と、それから検査行政との一元化といふのは世界の常識であり、また日本の航空事業の発達のためにもぜひ必要なことだ、こういふふうに言つておられました。これに対しても原委員からの質問

に対して次官の答弁があつたのでござりまするけれども、ちよつと私納得しにくいので、今大庭航空室長官が言わされました運航行政と検査行政との一元化の問題についての考え方について、もう一度次官の所見を承つておきたいと思ひます。

○本問政府委員 お答えを申し上げます。大庭長官がおられるのでありますから、その方にお尋ねくださいが、がかと思いますするが、要するに飛行機が安全性を奪はなければならないといふ性格の上から、それには安全性能の検査と申しますか、そういうものを、運航を監督いたしております航空室の方でやりたい、こういうことだらうと思います。その点は大体の趣旨が例の四月二十六日あたりの閣議裁認でも生きておると私は考えておりまです。私どもは日本の生産を大体担当いたしておりまして、一番問題にいたしておりますのは、先ほど来申し上げましたように、素材にいたしましても、他の部品にいたしましても、あるいは無線機器にいたしましても、すべてその生産は通産省がただいま担当いたしておるわけであります。それから御承知のように、日本で新しい事業を始められるという場合には、税法上の問題もござりまするし、あるいは輸出入の関係も非常にいろいろな問題があるわけであります。従つて航空機の製造をいたしまする事業家といふものには、多元的な監督を受けまして、迷惑をするとということになりますれば、それだけ日本の航空機工業の発達を阻害することになるわけでありますから、航空機の生産をいたしまする事業家は一元的な監督を行きたい。またそし

て行くこと。が日本の航空機工業の発展の上に必要である。こういう見解をどうもはとつておるわけであります。つて航空機工業をやる事業者は必ず通産省に相談をしていろいろな問い合わせをいたさなければならぬわけになりますから、そのところは将来製造業者が非常な煩瑣なんどうを起りなどしないよう、ぜひとも一元しておきたいというのが私どもの見で附たわけであります。従いまして閣議の裁定は安全性の検査は運輸大臣のことになつておりますが、たゞいま私が申し上げましたような趣旨尊重せられた結果であろうと思いまが、その安全性の検査をいたします場にも、通産省の職員を指揮監督してらせて、先ほど来私が申し上げましように、事業者の方に二元的な行政整備ができるだけ最小にとどめたい。少くしたい、あるいは排除して行きたいという趣旨で閣議の裁定がなつてるものと私は承知をいたしておりますよな次第であります。

達されたおりましても、盛られたるかどうか、私はわかりませんが、結局するところこの法律によつて監視され、あるいはこの法律によつて処理される今後のいろいろな事情といふのは、やはり二元的な事情の中に置かれていることだけはいなめないことが思ひのであります。そこで問題は、結論を先に言ひますれば、こういう問題は議決定の線で出て来ておる、将来に非常に問題を残すであろうと思われるような法律案は、やはりもつと闇内においてといいますか、政府の内部において論議された後に提案されてもいいのじやなかろうかといふうに思ひます。ありますするが、そういう点についていは、次官はどうじやふうに考えますか、お尋ねします。

○本問政府委員 お答え申し上げます。が、要するに一元化するということになります。で、一番理想的な形から申し上げますれば、アメリカのような形になります。それで、資材その他の行政もやつておりますところで飛行機の関係が一元化されるということになりますれば、資材でありますとか、あるいは事業機関の運営の点でありますとか、あるいは外債の関係でありますとかいうようなものも非常にすなおに行くわけであります。従つて一元化という方針を横縱に貫いて参りますれば、航空室が通産省へ参りましてやることになれば、一番徹底するかと思ひますが、これはいろいろな事情もございまして、なかなか参らないわけでございまするので、開議の裁定にあたりましたけれども、事業者の意見も参考せられたわけでありましょが、從来事業を営んでおりました人たちの意見なども勘案

いたしまして、できるだけ実態に即応して決定をせられると思つておりますので、今日の段階におきましては、私は閣議の裁定の線はやむを得ないものだ、こう考えております。やはり国際航空條約の関係もありまして、航空法の制定を急がなければならぬ事情もありまするし、先ほど申しましたように、三月の八日に兵器関係の門戸が開かれおるわけでありますので、ぜひとも制度の上でも、確立をして置かなければならぬ必要があるわけでございまして、今日の段階におきましては、閣議の裁定というものは私はやむを得なかつたものだと解釈をいたしております。

輸省の中に移管されたのであります。現段階といたしましては、航空庁としても航空事業の一元化をこいねがつて行政の中央部において解決を、またその方針をきめていたくべき筋合いのものでありますて、私といたしましては、これがどこに所属した方がよいかということにつきましては言をばらかるもので、ただ航空の安全のために一元的にこれをやるべきだと申しますことは、また私たちが電気通信省から運輸省に移つたその大きな希望といふものも——運輸省において鉄道の行政は一元的にやつておるし、海運の行政はこれを一元的にやつているわけであります。しかも先日来から御説明申しました通りに、航空についてはこれから新しく発足いたすものであり、かつまたその安全性は鉄道並びに船よりもより以上に必要性が望まれるものでありますて、私たちが電気通信省から運輸省に移つた大いなる希望は、運輸省がそれらを一元的にやつている、私たちも当然一元的にそれらがやれる、またやつていただけるということから運輸省に移管を希望したわけであります。現段階に至りましてこれの二元的な行政あるいは先日来のお話のような状況になるということについてございまますが、先ほど通産政務次官もおつしやられた通りに、お互いにこれについて、はたしてうまく行くかどうかということについては幾多の困難が

○石野委員 ただいまの大庭長官の御答弁によりますと、この法案については、担当する当局者として非常に困難と危惧を持つておるということをばつきりと申されておるのであります。ることは本間政務次官からもそれに似通つた御答弁があつたわけであります。そういうようなことについて、もし この法律案が成立するということになりますと、われく立法者の立場からすると、これは非常な責任問題になつて来る、こう思うのでござります。通産省から出ております航空機生産行政の所管についてという項目において五つほどの事情が述べられているのでござりますが、この件について私は自分の意見をといいますか、疑義がありますので、二、三お尋ねしておきたい。

まず第一番に、いわゆる航空機工業というものに対するは、通産省が資材行政に対して所管を持つておられるから、これらに関連をする諸産業に対する行政を当省に統合一元化するところが必要だということを言っておられます。しかし資材関係の所管といふのは、おそらくそれ以後における第二次、第三次のものについては、そこで一応規格検査といふものが通つて行けます。あとはそよたして責任はないようになります。そういう意味から必ずしも通産省がこれを統一して行かななければいかぬといふうには思われない。ことに鉄道とか船舶の場合は、

と思ふのであります。それから第一の安全性の問題については、大庭長官がしばらへ言われておりますように、やはり部品検査とか、あるいは生産過程におけるところの技術的な検査をも含める安全性といふものが常に論議されるのでございまして、うから、そういう意味でやはり運輸省であろうが通産省であろうが、行政の一元化という意味ではどうしても必要であるということは言うまでもない。それから安全性の欠陥を直接こうむるものは運航者だからといふので、運航者の所管省である運輸省がこれを所管するというような建設は間違いでありますと、いう第三のりくつについては、なるほどそういうことは一応うなづけるのでございます。何も無理にそこまで持つて行く必要はないかとも思りますが、しかしそれだからといって絶対に運輸省でやつてはいけないのだという理由には私はならないと思う。これは決してそうではなくて、たとえば船舶及び鉄道、車両等のごときは、やはり全部運輸省が所管して来て、その結果として業界に非常に不便を與えておるとは申すものの、しかし船舶にしても運輸関係にしても、世界各国のそれらの同業者に対してもうひけ目をとるような落度を持つておるとは思われないのでござります。従来軍関係があるときの艦船の技術あるいはまた鉄道の技術は、かつて軍部がおりましたときにおいてもおそらく運輸省が全部所管しておつたのだと思います。その運輸省の技術といふものは世界的にそんち劣つてはいなかつたと思うのでございます。従つて私は業者の利不便といふこ

言つてゐるようには思われない。これは運輸省から言わせれば、やはりまた運輸省でも意見があるだらうと思うのあります。こういうことはほりくつてあります。その結果が日本の同種企業に對して非常に障害になるとか、あるいは世界的な競争に落ちて行くとかいうようになります。何くなるならば、これはまた何か思考しなければならぬものがあるかと思いますが、第三の理由からはそういうことを出て来ないようだ」とさいます。

よりおどきりますので、それも必ずしもあらへにはならないよう思ふのでござります。これも通産省から出ておまして、これでは、どうしても通産省が航空機生産についておれの方がやらなければならぬというだれでも納得するような理論は一つも成り立たないとさうふうに思います。早く言えば、こういうふうにお互いのなわ張り争いのよくなることのために、結局は非常に大きな困難と危惧とを予想される法律案をわれくがここで通して行くことになりますと、これは政治家の良心の上からいつて非常に大きな問題を将来に残すと思います。従つて私はやはりもつとくおらかな気持になりまして、通産省の方に、そのようによしておれの方でなければならぬといいうりつくがあるならば、なぜもつと基本的に、この法律の閣議決定の線をくつがえさぐらいにやつて行かないのであるか。その点の意見をひとつ聞かしていただきたい。

る線を事務として扱うのではなくて、政治の立場から扱われる場合には、もちろんあなたは自由党内閣の一員でありますから、その趣旨に沿うのは当然だと思いますけれども、しかしながら自身が困難と危惧とを感じておるところのこういう法案を、われべに審議させるということは、これはおかしいと私は思うのです。そういう点について、ここで議論のための議論ではなくて、やはり将来の日本の航空機生産のためにも、また航空業の発達のためにも、よくするためにこの法律がどうあるべきかということを私は聞いておるのでありまして、決してこじでお互いに捨てぜりふを聞くために言つておるのではありません。もう一度お答え願います。

○本間政府委員 お答えいたします。

大臣でありますよと政務次官でありますように、閣議できました總に従つて仕事をするのはわたくしの当然の任務であろうと思つております。閣議でどうきをきらうと、自分の意見があるならば、その意見に従つてやるということは、ちよつと当らないかと思います。

それからこの法案で非常な困難と非常な危惧があるということは私は申し上げておらないのであります。従来申し上げておりますように、航空機の安全といふものも、本質的にじみ出て参りますものは飛行機そのものについて申しますものは飛行機そのものについて申し上げれば、その飛行機をつくります日本の製造事業者の技術にあると云ふことになるわけでありますから、そこそこをできるだけ多元的な行政によるめんどうのないようにして行

きたいというものが私の根本的な考え方であります。その上に立つと、製造工場の方に運輸省がタツチして参りますから、その点の多少の心配はあるといふ意味のことを申し上げただけであります。従つてこの法案の施行にあたりますからして非常に困難と非常な危惧を持つておるという考えは私どもにはないであります。私が多少心配しておりますのはその点だけであります。従つてこの法案が閣議決定の線に従つて出発いたしまして、将来の日本の航空機工業の非常な隘路になる、あるいは致命的な欠陥を藏しておるといふうには、私は考へないでございますから、その点はどうか御理解を賜わりたいと存じます。

ます。この問題は從来世界各国とも、航空の技術は民間航空技術と同時に、やはり軍関係の技術として、それが同時に並行的に発達の道をたどつて來たものだと私どもは理解いたします。日本の今日の事情からいいますと、航空機に関しては軍用的なものの構想は持つべきでもないし、また今でもないのだと思います。そういたしますと、日本で航空機業の発達はどういう方向から持たれて行くだろうか。日本のただ單なる民間航空だけでは世界の航空機に追いつき、あるいはそれを追い抜いて行くような技術を獲得し得る可能性があり得るかどうかということを非常に心配するのであります。この法案を作成するにあたつて、そういう点に対し、特にまた航空機生産の所管を非常に熱望しておられる通産省として、どういう見通しを持つていらうかをやいますか。

み立てるというところから始まりますか、これを今ただちに明確に断定することは困難かと思いますが、私はどちらかと申せば、今日日本の民間航空用に日本の大企業は始まるのではないのか、こういうふうに考えております。

○大庭政府委員 ちょっと先ほど私が指摘をいたしました後段の方から、日本の航空機工業は実行して行く上に一応再説明をさせていただきたいと思ひます。先ほど私今度の両法案につきまして、またそれを実行して行く上におきましていろいろ困難と危惧があると申しましたが、そのよつて来る原因は、私たち実は何度もここで御説明申し上げましたように、一つの思想といたしまして、航空の安全のために運航からあるいは生産の検査行政といふものを貫してこれをやらなければ、その安全の責任はとれないという思想を持つていたものであります。このたびの開議の裁定によりまして、その思想の一部がボーダー・ラインを引かれたわけであります。従いましてその思想を改めて、開議の裁定の線に沿いまして努力するためには、私たちまた部下といたしまして相当の思想の交換をしなければならないということに一つの困難性と危惧とがあるということを御説明申し上げたわけでありまして、さよう御了承願いたいと思ひます。

いわゆる航空機業、あるいは航空機生産等について一般に持つ世界的な常識の範囲の、その思想をやはりここで変換する努力をしなければならないといふ点に追い込まれるこの法律というものは、私は非常に無理だと思います。それまでだけに、この二元性についてはやはり相当程度闇黙の中でいろいろときましたが、國全体の行政面からいたしましても、将来的の産業の発達のためからいまして、も、もつと／＼慎重に考えなければならぬものがあることを痛感するのであります。今本間政務次官から御答弁がありました日本の航空機生産の見通しの問題も、大体そういう線で行うものであるうとわれ／＼も想像するのであります。そこで特に輸出機というものをここでやることになりますと、このことの意味は結局外国の飛行機事業会社の組立てをやることからでその下請事業をやるといふふうに理解してもよろしくゆうございますか。

○本間政務委員 これはそういうふうな形になりますか。あるいはまたそうでなく資本の提携などによりまして組立てを日本の方でやろうということになりますか、その辺は会社の事情なり後的发展にまたなければならないと思うので、必ずしも下請だけといふように限定して私ども考えておらないわけでありまして、あるいは資本提携なり技術提携なりによりまして、そうして日本で組立てをする、だん／＼生産をして行くというようなことがありますか、その辺はきめてかかるわ

には行わぬかと思ひますが、今私どもが見ております事勢から判断いたしまして、ただいま申し上げたような事態になつております。
○右野委員 最後に一つお尋ねいたしました。これはもう一度前にもどるわけではありませんが、通産省よりざっくりほんのところを聞かかしていただきたいと思います。
先ほどから大庭長官も言つておりましたように、安全の責任をとるために何となるべく一元化をしたい、けれども会員の法律はどうもなか／＼それができないで困つておるのだというものが実際のところ大庭長官の言い分だと思うのであります。このことは委員会においてもみなよくわかつておるわけであります。そこでわれわれからいたしますと、何とかこれをうまくまとめて将来この衝に当る人々があまりそんなことで頭を悩まさなくなともよいような法律をつくることがよいよう理解します。そこで結局この閣議決定の問題になつて來るのであります。今鉄道であるとか船舶なども総合企業といいましては——それは航空機のようには非常に広汎にわたつていないといたしましても、総合企業としてはつながりが企業であります。それが今のよくな運輸省との意見、また国営の内部における意見を閣内にまで持ち込んで、何とかこの法律を調整するような手段方法を講ずるのがよろしいのではないかとおもいますが、若干の無理があつてもこのままこそこなやつて行かなければならぬとする

考へになつてゐるのでしょうか。そこをはつきり聞かせていただきたいと思ひます。

○本問政府委員 お答えいたします。

私が当委員会におきましてある申し上げましたように、なるほど飛行機の生産を指導する官庁も問題ではございませんが、自然取締る側の方も問題になつて来るわけであります。私どもが一番重点を置いて考へておりますのは、日本の航空機工業が全部一ペんストップいたしまして、しかも七年間の空白があるわけでございますから、この空白を埋めて参りますためには生産に關係して参ります製造事業者の方を非常に重点を置いて考へておるわけであります。従来いろいろな多元的な監督機関のために製造に關係をいたします人々が迷惑をし、そのためいろいろな問題もあつたのでござりますから、私どもが考へておりますのは、航空機の製造に關係をいたします側の方であります。ただ多元的な行政の弊害を及ぼしたくない、及ぼさないことが日本の航空機事業の発達のための大変なポイントであると考へております。従いまして航空機の生産に關係をいたして参ります人々に相異のウエートを置きまして考えておりまして、できるだけ生産は一元的な行政組織のもとにおいてやつて参りたいというのが私の方の従来の考え方であつたのでござります。御指摘もありましたように、閣議の裁定になつたわけでござりますけれども、航空局の方の主張されます安全性の問題は、製造過程におきまして安全検査はできることになつておりますから、その方の担当をせられておられる方々の主張もそこに生きているわけござります。それか

ら生産事業に關係をいたしております方々にウエートを置きまして、そして生産は一元的な行政のもとに進めて

まいとして、その担当いたします役所の間のことでござりますから、この法案ができるまでござりますから、この法案がなつて、その担当いたします役所の間のことは、当然いろいろな問題について相談はいたさなければならぬわけでござりますから、そうして参りますな

るが、私どもが考へておりますのでござりますから、その他の法案と別個に、たとえば保安庁法案だとか、あるいは

やその他再軍備などという問題が出て来るきさしが非常に強いのでございま

すが、そういう方向で使う飛行機とい

うものが航空法、あるいはまた航空機

製造法との関連性において将来どうい

うふうになるかということの見通しでございますが、それをひとつ通産当局はどういうふうに見ておられるか、伺いたい。

○本問政府委員 将來御指摘のよ

うな

新しい需要も起るであろうということ

は当然予想せられるわけでございま

すが、その新しい需要がどういうふう

に具体的になりますか、これは今のと

ころはまだ明確になつております。

従つて私どもこの法案で問題をいたし

ておりまするのは、民間工場で製造

いたしまする航空機というものを対象にいたしまして、法案をつくり上げておるわけでござります。

○中村委員長 他に御質疑はありませ

んか。——他に御質疑がなければ、航